

特記仕様書

第1条 適用

受注者は、岐阜県建設工事共通仕様書によるほか、この特記仕様書に基づき施工するものとする。
この設計書の設計積算基準は、令和8年度版土木工事標準積算基準書等を適用している。

第2条 工事着手前協議について

受注者は、すべての工事において、契約後1～2週間以内に総合評価落札方式の「履行項目」、「法定福利費」その他すみやかに協議が必要な事項について、工事着手前協議を行わなければならない。その他の協議事項（設計内容等）については、監督員から指示がある場合を除き、工事着手日までに監督員と工事着手前協議を行うこと。協議に当たっては、「施工打ち合わせ記録簿」（第12-1号様式）に協議事項を記入し、打ち合わせに持参すること。監督員は「施工打ち合わせ記録簿」の回答（その他）欄を記入し、受注者にその回答を通知すること。

第3条 地下埋設物の確認について

地下埋設物の近接工事における事故防止は、「地下埋設物の事故防止マニュアル」（令和2年10月 中部地方整備局）に基づき対応すること。

第4条 1日未満で完了する作業の積算について

「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。

第5条 ワンデーレスポンスの実施について

本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事とする。
実施に当たっては、「ワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施すること。

第6条 電子メールを活用した情報共有について

本工事の施工中における受発注者間の情報共有は「電子メールを活用した情報共有における運用指針」により実施すること。
ただし、これにより難しい場合は、工事着手前協議時に監督員と協議のうえ決定すること。

第7条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事とすることができる。
運用は、写真管理基準「2-8デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」に基づき実施すること。

第8条 下請契約及び使用資材について

受注者は、下請負人を選定するときは、「岐阜県公契約条例」（平成27年3月24日 岐阜県条例第21号以下「公契約条例」という。）に基づき、県内に事務所又は事業所を有する者を活用するよう努めなければならない。
また、調達する工事材料は岐阜県産とするよう努めなければならない。

第9条 下請負人との契約について

受注者は、「建設業法」（昭和24年法律第100号）、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（昭和31年法律第120号）、「公契約条例」その他関係法令を遵守するとともに、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、下請負人等との対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めなければならない。

第10条 創意工夫・社会性等の実施報告について

受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫に関する項目について、具体的な内容と実施方法をあらかじめ施工計画書に記述するとともに、実施した創意工夫・社会性等に関する項目の実施状況を工事完了時までに「創意工夫に関する実施報告書」（工評定様式6号）または「社会性（地域への貢献等）に関する実施報告書」（工評定様式7号）に記載し、監督員に提出することができる。

第12条 産業廃棄物の適正処理について

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認し、関係書類を監督員に提示しなければならない。

第13条 不当介入における通報義務について

- 1 妨害又は不当要求に対する通報義務
受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から事実関係、社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。
なお、通報がない場合は入札参加資格を停止をすることがある。
- 2 履行期間の延長について
受注者は、暴力団又は暴力団員による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長を請求することができる。

第14条 工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）について

受注者は「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」に基づき照査を実施すること。

特記仕様書

- 第15条 工事書類の作成について
工事施工に伴い、受注者が作成、提出、保存等する書類とその取扱いについては「工事書類作成提出要領」に基づき実施すること。
- 第16条 一般的制限値を超える車両の運行について
岐阜県建設工事共通仕様書 1-1-36交通安全管理第13項における道路法47条の2に基づく通行許可の確認において、受注者は関係資料を整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。
特殊車両通行の確認は、「公共工事における大型車の通行適正化に向けた取り組みについて（通知）」（平成29年12月25日付け技第622号）によるものとする。
- 第17条 法定外の労災保険の付保
受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。
- 第18条 行政情報流出防止対策の強化
1 受注者は、本工事の履行に関する全ての行政情報（個人情報を含む）について適切な流出防止対策をとるものとする。
2 受注者は、本工事で行政情報を取り扱う場合には、行政情報流出防止対策の基本的事項（岐阜県建設工事共通仕様書第1編共通編1-1-43第4項及び第5項）を遵守しなければならない。
- 第19条 一斉休工の取組について（県発注工事：令和4年7月～ 市町村発注工事：令和4年10月～）
1 受注者は「建設現場の週休2日」の普及および浸透に向けて、週休2日制モデル工事の適否に関わらず、土曜日の休工に努める「まんなかホリデー（中部地区統一の一斉休工）」に取組むものとする。
なお、本取組は強制的な休工や工程の調整を求めるものではない。
2 休工とは、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されている状態をいう。
（巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く）
- 第20条 以下の特記仕様は、条件明示により指定されたものを適用する。
1. 完全週休2日制（土日）工事
本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制工事（現場閉所）です。詳細は「高山市発注の建設工事に係る週工事実施要領」を参照してください。
- 第21条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更
1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
2 調達検討資材は特記仕様書（条件明示）の記載を想定している。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
3 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
4 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

特記仕様書（条件明示）

下記項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約が生じたときは、甲（市）と協議し適切な処置を講ずるものとする。

施工条件

明示項目			明示事項	制約条件等	チェック欄	
					係長	担当
工程関係		関連工事	○ 関連する他の工事の工期（施工時期）	市道松倉千島線（千島工区）道路改良工事通行止 ～令和8年12月25日		
			○ 関連する他の工事の内容	JR高山本線 第1 松倉踏切工事 交通規制による、迂回ルートについては監督員と協議すること。		
	○	施工の制限	○ 施工内容	砂防施設内のため、非出水期での施工		
			○ 施工時期	令和8年11月1日～令和9年3月26日		
			施工時間			
			施工方法			
			工事の抑制期間（交通規制）			
	○	対外協議未了事項	○ 未了協議の内容	砂防指定地内行為許可		
			○ 制約を受ける内容	非出水期での施工		
			○ 協議成立の見込み時期	令和8年9月下旬		
		協議条件	協議で付された特定条件の項目			
			協議で付された特定条件の影響範囲			
		余裕工期設定工事	工事の着手時期			
		事前調査	地下埋設物・埋蔵文化財等の事前調査			
			項目			
			調査期間			
			埋設物等の移設予定時期（見込み時期）			
		休日日数	休日日数			
			作業不可能見込み日数			
用地関係		工事用地の未買収（未処理）	場所			
			範囲			
			処理の見込み時期			
			未買収地への立入り可否			
	○	工事用地の復旧	○ 工事用地等の使用後の復旧内容	原形復旧		
	○	工事用地の借地	○ 工事用仮設道路及び資機材置場の借地	任意		
			場所			
			範囲			
			期間			
			○ 使用条件	地権者との協議により決定すること。		
	○	仮設ヤード（消波根固めブロック、桁製作等）	○ 復旧方法			
			○ 工事に必要な土地の借地料	請負者において負担すること。		
			○ 施工者に使用させる仮設ヤード	任意		
			場所			
			範囲			
公害関係 （環境対策）	○	工事に伴う公害防止対策	公害防止（騒音、振動、粉塵排出ガス等）のための指定事項			
			○ 施工方法	低騒音、低振動対策を実施すること。		
			○ 建設機械・設備	低騒音型、排出ガス対策型建設機械の使用すること。		
			作業時間等の指定			
	○	水替・流入防止施設	防止施設の内容	高密度ポリエチレン管 φ1000 L16.5m×2本、大型土のう8袋、土のう29袋		
			設置期間	施工期間中		
		濁水、湧水処理対策	処理施設の内容			
			処理条件の内容			
		事業損失	事前・事後調査の区分			
			調査時期			
			調査方法			
			調査範囲			
			調査項目			
		六価クロム溶出試験	対象工種・工法			
			試験実施段階・検体数			

施工条件

明示項目			明示事項	制約条件等	チェック欄	
					係長	担当
安全対策関係	○	交通安全施設等	○ 指定の内容	夜間及び休日は、施工箇所にバリケードや照明等を設置すること。		
			○ 指定の期間	施工期間		
	○	近接施工	○ 鉄道、ガス、電気、水道情報管路等との近接施工	JR高山本線、国道41号		
			○ 施工方法	JR高山線：近接申請（事前協議済）内容の遵守及び、施工中の定点監視を実施すること。 国道41号：施工前に高山維持出張所へ施工協議（事前協議済）内容の遵守すること。		
			作業時間			
		防護施設	防護施設の内容			
	○	交通誘導員等	○ 交通誘導員・保安要員の配置指定			
			○ 場所	迂回路の出入口		
			○ 期間	26日		
			○ 時間	昼間		
			○ （配置）人数	2人/日 延べ52人		
			○ 交替要員の有無	無		
			発破作業等の保全設備			
			発破作業等の制限内容			
		換気設備等	換気設備等の対策内容			
工事用道路関係		一般道路の使用	資機材搬入経路			
			資機材搬出経路			
			使用期間			
			時間帯			
			使用中・使用後の処置内容			
		仮設道路の設置	資機材搬入出経路			
			安全施設等の設置内容			
			安全施設等の設置期間			
			工事終了後の存置方法			
			工事終了後の撤去方法			
仮設備関係		仮設物の引き渡し・引継	仮設物の引き渡し・引継の内容			
			仮設物の引き渡し・引継の期間、時期			
			仮設物の引き渡し・引継の条件			
	○	仮設備の構造	○ 仮設備の構造	単管、枠組足場、冬期養生あり		
			仮設備の施工方法			
			○ 仮設備の設計条件	設置期間 1ヶ月		

施工条件

明示項目			明示事項	制約条件等	チェック欄	
					係長	担当
建設副産物関係	○	建設発生土（受入）	残土受入場所又は仮置場所			
			位置			
			処理量			
			運搬距離・経路			
			搬入時間制限			
			処理・保管条件			
	○	建設発生土（搬出）	○ 残土受入場所又は仮置場所			
			○ 位置	高山市前原町		
			○ 処理量	V=約7m3		
			○ 運搬距離・経路	L=9.1km		
			搬入時間制限			
			処理・保管条件			
		現場内の再利用・減量化	再利用・減量化の内容			
			使用場所（現場内等）			
	○	建設副産物及び廃棄物の処理	○ 処理方法	As殻、Co殻		
			○ 受入施設名	(株)カンチ飛騨リサイクルセンター		
			○ 処理場所	高山市松之本町		
			受入時間			
			受入条件			
			○ 運搬距離	L=5.7km		
		建設副産物及び廃棄物の処理	○ 処理方法	廃ブラ		
			○ 受入施設名	和丸武産業		
			○ 処理場所	高山市丹生川町町方		
			受入時間			
			受入条件			
			○ 運搬距離	L=8.4km		
	建設副産物及び廃棄物の処理	○ 処理方法	鉄くず			
		○ 受入施設名	高山貿易機			
		○ 処理場所	高山市山田町			
		受入時間				
		受入条件				
		○ 運搬距離	L=4.2km			
工事支障物件等		占用物件等の工事支障物件の存在	占用物件の有無			
			工事支障物件			
			支障物件			
			管理者（所有者）			
			支障物件の位置			
			支障物件移設時期			
			支障物件工事方法			
			支障物件防護方法			
		占用工事との重複	重複する占用物件工事の内容			
			重複する占用物件工事の期間			
薬液注入関係		設計・施工条件	設計条件			
			工法区分			
			材料種類			
			施工範囲			
			削孔数量			
			削孔延長			
			注入量			
			注入圧			
	周辺環境調査		環境調査の内容			

施工条件

明示項目			明示事項	制約条件等	チェック欄	
					係長	担当
その他	○	工事用資機材の保管及び仮置き	○ 保管・設置場所	任意		
			保管期間			
			保管方法			
		現場発生品	品名			
			数量			
			引渡し場所			
			再使用の有無			
		支給材料及び貸借品	品名			
			数量			
			品質			
			規格・寸法又は性能			
			引渡し場所			
			引渡期間			
	○	架設（仮設）工法の指定	○ 施工方法	任意		
			施工条件			
		工事用電力の指定	内容			
		新技術・新工法等の指定	新技術・新工法・特許工法の内容			
		工事材料・資材の使用	県産材の優先利用可能の有無			
			リサイクル認定製品の優先利用可能の有無			
		調査試験に対する協力	公共事業労務費調査			
			諸経費動向調査			
			施工合理化調査			
			施工形態動向調査			
		立木伐採	対象範囲			
			処理方法			
			受入施設名			
			処理場所			
			受入時間			
			受入条件			
		設計内容の未検討項目	未検討内容			
			検討終了時期			
		技術者の配置	本工事の主任技術者は専任とする			
		行政情報流出防止対策（個人情報を含む）	行政情報の内容			
			行政情報の使用目的			
			行政情報の管理体制			
			行政情報の返却			
	○	モデル工事	○ 週休2日制工事			
			フレックス工期			
	○	その他	○ 重点監督について	高山市建設工事における重点監督の対象工事に該当した場合はこの取扱いによる		
			○ 起工測量	起工測量を行い、結果を報告すること		
			○ 工事情報の通知	周辺の町内会や事業所などに工事の周知を図ること		
				関係者に配布する文書等は、監督員の承諾を受けてから配布すること 工事中はう回路の確保ができないため、通行規制期間を町内会や住民へ周知すること。		
			○ 沿線構造物及び占用物（温泉送水管）の保護	不適切な保護により、破損被害が生じた場合は、請負者の負担において補修すること。		
			○ 境界杭等の復元	境界杭や金属釘などの有無について調査確認し復元すること		
			○ 仮設工について	仕様書及び設計図における仮設工及び小運搬工は、入札者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、建設工事請負基準約款第1条にいう設計図書でない。 したがって、請負契約上の拘束力を生じるものでなく、請負者は施工条件、土質条件等を十分に考慮し、工事目的物完成のための一切の手段について、請負者の責任において定め施工するものとする。		
			○ 舗装版切削屑について	舗装版切断により発生する汚泥については適切に処分すること。なお、処分に係る費用については監督員と協議した上で変更契約の対象とする。		
			○ 除雪について	高山市除雪計画に基づき施工箇所付近の除雪を行うこと。 施工箇所以外は、当路線の除雪業者と打ち合わせを行い、結果を監督員に報告すること。 工事期間中、沿線住民に対し除雪、排雪、凍結防止等の配慮を行うこと。		